平成20年3月11日規制改革推進本部

去る平成 19 年 10 月 15 日から 11 月 14 日までの間、「特区、規制改革 集中受付月間」の一環として、全国規模の規制改革要望を募集したところ、 民間事業者や地方公共団体等から 462 項目の要望が寄せられた。

政府において、提出された要望を検討した結果、別表に掲げる規制改革事項を全国規模で実施することとする。

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
1	PFI事業における要求水準書の明確 化・定量化	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン	「PFI推進委員会報告-真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて-」(平成19年11月15日)を踏まえ、要求水準の具体的な作成のあり方を示す指針を作成するとともに、対話方式の具体的な手順について「PFI事業実施プロセスのガイドライン」に盛り込む。	平成20年度中	内閣府
	PFI事業における発注者・事業者のリスク分担の適正化	PFI事業におけるリスク分担等に 関するガイドライン	「PFI推進委員会報告-真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて-」(平成19年11月15日)を踏まえ、リスクマネジメント等を行う際に実務的におさえるべき点について具体的な指針を示すとともに、実際に実施された事業において顕在化したリスク事例をまとめたデータベースを作成する。	平成20年度中	内閣府
	PFI事業者選定手続きにおける透明性 の確保・向上	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン	「PFI推進委員会報告-真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて-」(平成19年11月15日)を踏まえ、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」の趣旨を周知徹底するとともに、非選定事業者に対し管理者等が落選理由について、対面かつ口頭で行う説明の具体的なあり方等について検討し、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に位置付け、公表すること等により、事業者選定手続きの透明性のさらなる確保をはかる。	平成20年度中	内閣府
4	PFI事業における落札後の契約見直し に関する対応の柔軟化	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン モニタリングに関するガイドライン	「PFI推進委員会報告-真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて-」(平成19年11月15日)を踏まえ、落札後の契約変更のあり方を整理し、明らかにするとともに、当初定めた要求水準書の内容の変更に適切に対応するメカニズムについて「標準契約書モデル及びその解説」に位置づける。	平成20年度中	内閣府

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
	短期商用等を目的とした短期滞在査証の申請手続における負担の軽減	外務省設置法(平成11年法律第 94号)第4条13号	短期商用等を目的とした短期滞在査証を申請する外国人につき、日本の招聘機関の登記簿謄本の提出が求められているが、これを登記簿謄本に限らず、パンフレット等招聘機関の概要を明らかにするその他の資料の提出をも認めるよう、申請者の負担軽減、サービスの向上の観点から、より一層の申請手続きの合理化を図る。	遅くとも平成20年度中	外務省
6	危険物のコンテナ収納検査の効率化	船舶安全法(昭和8年法律第11号)28条 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32年運輸省令第30号)第 112条	特に危険性の高い危険物をコンテナに収納する場合義務付けられている検査について、検査後その場で検査証を交付できることを、国土交通省ホームページへの掲載、並びに申請時に窓口で伝達することにより、周知する。	平成20年度中	国土交通省
	成田空港における申告宛先税関の選 択可能化	関税法(昭和29年法律第61号)第67条 関税法施行令(昭和29年政令第150号)第92条	同一空港に2つの税関官署がある成田空港においては、貨物 の蔵置場所にかかわらず、予め選択した税関官署に申告を行え るようにする。	平成20年度中	財務省
	営業所の設置等に関する事前届出制 度の見直し	銀行法(昭和56年法律第59号)第8条	機動的な店舗運営の実現と業務効率化の観点から、銀行等の 営業所の設置等に関する事前届出制度を見直す。	平成20年度中	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
	銀行監督上求められる決算関係報告書類の重複する報告書類の廃止	銀行法(昭和56年法律第59号)第 24条第1項 「主要行等向けの総合的な監督指 針」II-1-1-2(5)	決算関係報告書類のうち有価証券に関する内容については、 市場リスク関連計数として決算関係報告とは別に定期的に当局 に宛てに報告しているため、決算状況表中「有価証券等の状況」 報告を廃止する等、銀行監督上求められる決算関係報告書類に ついて見直す。	平成21年度中	金融庁
10	信託契約代理店に係る財務局宛届出 等の緩和	信託業法(平成16年法律第154号) 信託業法施行規則(平成16年内閣府令第107号)	顧客の保護及び行政上の適正な監督等を担保に支障のない範囲で信託契約代理店における届出事項及びその添付書類等の見直しについて所要の措置を講じる。	平成20年度中	金融庁
11	信託兼営金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁	銀行法施行規則(昭和57年大蔵	信託兼営金融機関等において、信託専門関連業務子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営み得るものに限る)の代理業務を可能とすべく所要の措置を講じる。	平成20年度中	金融庁
12	企業年金の手続きの合理化・簡素化	確定給付企業年金法(平成13年 法律第50号)第6条、第7条、第16 条、第17条 確定給付企業年金法施行規則 (平成14年厚生労働省令第22号) 第7条、第9条、第10条、第15条、 第16条、第17条、第18条 確定拠出年金法(平成13年法律 第88号)第5条、第6条 確定拠出年金法施行規則(平成 13年厚生労働省令第175号)第5 条、第6条、第7条	確定給付企業年金や確定拠出年金の規約の承認・認可における手続きについて、その簡素化等について所要の措置を講じる。	平成20年度中	厚生労働省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
13	信用保証協会の保証対象の拡大	中小企業信用保険法(昭和25年 法律第264号)第2条	特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)に基づき設立される特定非営利活動法人(NPO法人)に対し、中小企業信用保険法の特例を設け、一定の要件(農商工等連携支援事業に限る)を満たす場合には、信用保証協会の保証を適用可能とするよう所要の措置を講ずることとする。	平成20年度中	経済産業省
14	無線従事者資格不要の無線システム (ライセンスフリーラジオ)の新規構築	無線設備規則(昭和25年電波監 理委員会規則第18号)第54条	周波数再編アクションプランにおいて、廃止が検討されているアナログ方式のパーソナル無線システムの代替手段として、個人のユーザが簡便な手続で利用できる無線従事者資格不要の無線システムを整備する観点から、小型の携帯無線やデータ通信等にも利用可能な利便性の高い無線通信システムとして、デジタル方式の簡易無線局の導入を行うよう措置を講ずる。	平成20年度中	総務省